を販売していないこと」の後に「、かつ、」を加え、第一項第二号イの項中「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改め、第一項第二号ロの項を削り、第一項第二号ハの項の上欄中「第一項第二号ハ」を「第一項第二号ロ」に改め、同項中欄中「揮発油を販売していないこと」の後に「、かつ、」を加え、第二項の項中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第四項第五号中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第四項第六号中「申請揮発油販売業者及び申請給油所を用いて販売される揮発油を申請揮発油販売業者に直接又は間接に供給する者」を「申請後流通経路を構成する者であつて、申請揮発油販売業者及び揮発油を申請揮発油販売業者に直接又は間接に供給する者」に、「揮発油供給者」を「主たる揮発油供給者」に、「確認供給者」を「主たる確認供給者」に、「生産揮発油又は確認揮発油が品質に変更を加えられることなく申請の日前一月間申請給油所を用いて販売される」を「申請の日前一月間生産計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売しない」に改める。

第十四条の二第四項第七号中「申請揮発油販売業者及び揮発油供給者」を「申請後流通経路を構成する申請揮発油販売業者及び主たる揮発油供給者」に、「生産揮発油又は確認揮発油が品質に変更を加えられることなく申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて販売される」を「申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売しない」に改める。

第十四条の二第七項第二号中「揮発油供給者」を「主たる揮発油供給者」に改める。

第十四条の七第五項中「同条第一項第一号ロ中「申請の日から生産計画終了日」とあり、同条第一項第二号ロ中「申請の日から確認計画終了日」とあり、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号。以下「規則」という。）第十四条の二の規定によりされている申請又は規則第十四条の七の規定によりされた申請又は規則第十四条の二の規定によりされた変更申請については、改正後の規則第十四条の七の規定によりされた変更申請とみなす。

2　この省令の施行の際現に改正前の規則第十四条の二により受けた認定又は規則第十四条の七の規定により受けた変更認定については、改正後の規則第十四条の二の規定による認定又は改正後の規則第十四条の七の規定による変更認定を受けたものとみなす。

告　示

○国家公安委員会告示第十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月一日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　江島　聖志

(二)　変更後の代表者の氏名　宍倉　幸雄

二　変更の年月日　平成二十七年六月一日

○総務省告示第百九十九号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、東京都昭島市と福生市との境界を次のとおり変更する旨、東京都知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年十二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年六月一日

総務大臣　山本　早苗

昭島市に編入する区域

福生市大字熊川字武蔵野一六〇六の三の一部、一六〇七の三の一部、一六〇八の九の一部

福生市に編入する区域

昭島市美堀町三丁目四〇七九の三六の一部、四〇八九の一四の一部、四〇八九の一六四の一部

○総務省告示第二百号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月一日

総務大臣　山本　早苗

法第37条第3号の機器（船舶航空機間双方向無線電話）			
合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	型式検定合格番号	その他必要な事項の年月日
日本無線株式会社	FSG 4 船舶航空機間双方向無線電話	LPES5NM120－1－6－1	LPE15001	平成27年4月24日	—

○政治資金適正化委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四八七一	二七、五、一五	山形　富夫
四八七二	二七、五、一五	上野　秀治
四八七三	二七、五、一五	守屋　直之
四八七四	二七、五、一五	山田　幸信
四八七五	二七、五、一五	渡邊　勇教
四八七六	二七、五、一五	熊野　雅樹
四八七七	二七、五、一五	堤　征一郎
四八七八	二七、五、一五	瀬ケ沼徳男

○法務省告示第三百五号

青森県八戸市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十七年六月一日

法務大臣　上川　陽子

青森県三戸郡大館村大字妙字古戸一番二号地

道合　榮作

○法務省告示第三百六号

岩手県紫波郡紫波町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年七月一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、紫波町役場又は盛岡地方法務局に照会すること。

平成二十七年六月一日

法務大臣　上川　陽子

岩手県紫波郡赤澤村大字山屋十地割二十一番地

平舘福之烝

○法務省告示第三百七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年六月一日

法務大臣　上川　陽子

長野地方法務局所属	竹村　政男
長野地方法務局所属	田畑　恵一
大阪法務局所属	小宮山秀史
奈良地方法務局所属	藤田　義清
岐阜地方法務局所属	樹下　芳博
広島法務局所属	小原　浩司
福岡法務局所属	堀　楠雄
長崎地方法務局所属	西田　勝彦
鹿児島地方法務局所属	中尾　英明
鹿児島地方法務局所属	内木場一晴
青森地方法務局所属	髙村　一之
松山地方法務局所属	小川　満